

### 1. 資金繰り支援

#### 日本公庫等による特別貸付

個 中小

■ 日本政策金融公庫で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます。

#### 【特別貸付】

- 対象：最近1か月の売上高が前年比で5%以上減少した方等
- 限度額：8千万円(国民事業※1)、6億円(中小事業※2)
- 貸付期間：設備20年以内、運転15年以内  
いずれも据置5年以内

※1 個人事業主・小規模企業向け  
※2 中小企業向け

日本公庫HP  
新型コロナウイルス  
相談窓口・解説動画



【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

※ 上記と同類の制度として、商工組合中央金庫の「危機対応融資」もあります。

#### 【利子補給による実質無利子化】

上記対象先が下記要件を満たすと利子が補填されます。

- 対象：①個人事業主(事業性あるフリーランス含む)・・・要件なし  
②小規模法人※3・・・売上高▲15%  
③中小事業者(上記①②を除く)・・・売上高▲20%

※3 卸売業、小売業、サービス業  
は従業員5名以下  
製造業、建設業、運輸業等  
は従業員20名以下

- 補給上限：融資額4千万円(国民事業)、同2億円(中小事業)  
当初3年間

【窓口】(独)中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局：0570-060515

#### 日本公庫等の既往債務の借換

個 中小

■ 日本政策金融公庫等の**過去の借入の一部を実質無利子に借換**できます。

日本公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金の危機対応融資について、既往債務の借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

- 借換限度額※：8千万円(公庫国民事業) ※新規融資と借換の合計額  
6億円(公庫中小事業、商工中金)
- 実質無利子化の限度額：4千万円(公庫国民事業)  
2億円(公庫中小事業、商工中金)

【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

商工組合中央金庫 相談窓口：0120-542-711

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け

【埼玉県版】

#### 民間金融機関による実質無利子・無担保融資

個 中小

■ 埼玉県の制度融資により、民間金融機関で**実質無利子・無担保・保証料ゼロの融資**が受けられます。

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方
- 適用要件・内容

埼玉県HP  
中小企業向け  
制度融資



	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	当初3年間金利ゼロ (4年目以降1.5%以内) 保証料ゼロ	当初3年間金利ゼロ (4年目以降1.4%以内) 保証料ゼロ
小・中規模事業者 (上記を除く)	金利1.5%以内 保証料0.425%	

- 融資限度額：4千万円

※ 信用保証付既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能

【窓口】最寄りの金融機関

又は、経済産業省 中小企業金融相談窓口：0570-783183

#### 信用保証

個 中小

事業者の皆様が民間金融機関から融資を受ける際、埼玉県信用保証協会が公的な保証人となり、資金繰りをサポートします。

- 一般保証：借入債務の80%を保証(最大2.8億円)
- セーフティネット保証  
4号：幅広い業種で影響が生じている地域について借入債務の100%を保証  
5号：特に重大な影響が生じている業種について借入債務の80%を保証  
(4号、5号を合わせて最大2.8億円。一般保証と別枠)
- 危機関連保証：危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)

最寄りの  
信用保証協会



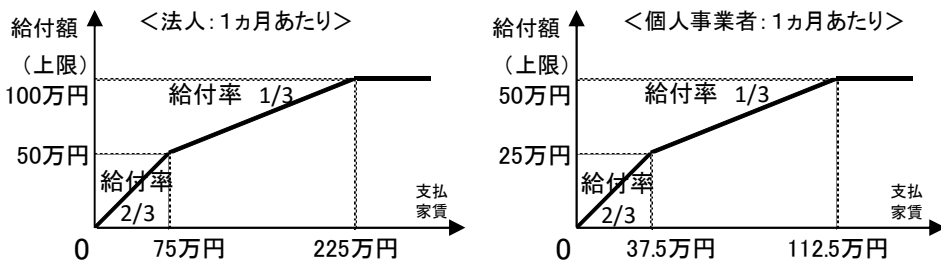
【窓口】埼玉県信用保証協会：048-647-4716

## 2. 給付金・補助金

### 家賃支援給付金

個 中小

- テナント事業者の地代・家賃のための給付金が最大600万円支給されます。
- 給付額：申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6ヶ月分)。給付率・給付上限額は下図のとおり。



- 対象者：5月～12月において以下のいずれかの要件を満たす事業者。
  - ①いずれか1ヵ月の売上が前年同月比で50%以上減少
  - ②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

経済産業省HP  
家賃支援給付金  
ページ



【窓口】経済産業省 家賃支援給付金コールセンター  
0120-653-930

### 持続化給付金

個 中小

- 事業全般に広く使える給付金が最大200万円支給されます。
- 給付額(上限)：200万円(法人)、100万円(個人)
- 対象者：売上が前年同月比で50%以上減少 等

経済産業省HP  
持続化給付金  
ページ



【窓口】経済産業省 持続化給付金事業コールセンター  
0120-115-570

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

個 中小

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が従業員を休業させた場合、休業手当等が最大100%助成(15,000円/1日を支給上限)されます。(緊急対応期間：4月1日～9月30日)

厚生労働省HP  
雇用調整助成金  
ページ



【窓口】最寄りのハローワーク

## 3. 社会保険料及び国税の納付の猶予制度

### 厚生年金保険

#### ■納付猶予の特例

- 内容：無担保かつ延滞金なしで納付を1年間猶予
- 対象者：一定期間(1か月以上)に事業収入が減少(概ね前年同期比▲20%以上)

日本年金機構HP  
納付猶予ページ



【窓口】  
最寄りの年金事務所

### 国税

#### ■納税猶予の特例

- 内容：無担保かつ延滞税なしで納税を1年間猶予
- 対象税：所得税、法人税、消費税等
- 対象者：一定期間(1か月以上)に事業収入が減少(概ね前年同期比▲20%以上)

財務省HP  
納税猶予ページ



【窓口】  
所轄の税務署(徴収担当)

## 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

特別な理由がある者については、条例等の定めに基づき、市町村に申請等することにより、猶予が認められることがあります。

【窓口】  
国民健康保険料  
介護保険料  
後期高齢者医療制度の保険料

お住まいの  
市町村の  
担当課

## 4. 金融機関への配慮要請

- 財務省は関係機関と連携し、政府系金融機関(日本政策金融公庫等)に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取組むよう要請しています。
- 民間金融機関に対しても、事業者への積極的な支援(きめ細かな実態把握、経営の継続に必要な資金供給、既存融資の条件変更に係る迅速かつ柔軟な対応等)を実施するよう、金融庁が要請しています。

## 5. 関東財務局 新型コロナウイルス専用ダイヤル

関東財務局は、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関とのお取引に係る相談等を受け付けるため、相談ダイヤルを下記のとおり開設しています。

【受付電話番号】048-615-1779